

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

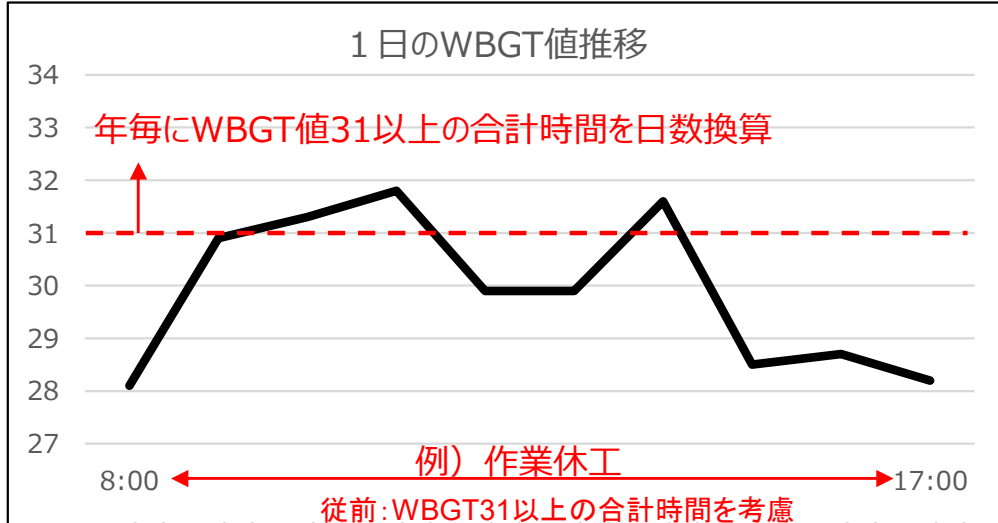
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

熱中症対策等に資する制度運用の柔軟化(工期の延長変更)

- 令和5年度より、「天候等による作業不能日」として、猛暑日日数（年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したもの）を雨休率に加味し、工期（官積算）を設定。
- 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日(猛暑日日数)」



年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したものを猛暑日日数として、雨休率に加味。



■実態に応じた工期変更等

実際のWBGT値の時間数に関わらず、猛暑を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■特記仕様書記載例

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

| | |
|--|------|
| ①準備期間 | 〇日間 |
| ②後片付け期間 | 〇日間 |
| ③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数） | 〇. 〇 |
| ④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日 | 〇日間 |
| ⑤ . . . | |
| ⑥ . . . | |

※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇〇日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間
（少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

過去5か年（20〇〇年～20〇〇年）の気象庁（〇〇観測所）及環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

熱中症対策等に資する現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を**共通仮設費（現場環境改善費）**、経口補水液・空調服等の労務管理にかかる費用を**現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）**にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、令和8年度より熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の100%を上限に、設計変更を実施。

< 共通仮設費（現場環境改善費） >

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

現行

| 計上費目 | 実施する内容(率計上分) |
|-------|--|
| 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 等 |
| 営繕関係 | 1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 等 |
| 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) |
| 地域連携 | 1. 完成予想図 2. 工法説明図 等 |

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

| 対象額:Pi | | 現場環境改善費率:i(%) | |
|--|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | | 大都市・市街地 | 左記以外 |
| 直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 | 5億円以下の場合 | $i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$ | $i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$ |
| | 5億円を超える場合 | 1.73 | 0.71 |

+

実施する内容(積み上げ計上分)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

| 計上費目 | 実施する内容(率計上分) |
|-------|---|
| 仮設備関係 | 1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 等 |
| 営繕関係 | 1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 等 |
| 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 等 |
| 地域連携 | 1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 等 |

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

| 対象額:Pi | | 現場環境改善費率:i(%) | |
|--|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | | 大都市・市街地 | 左記以外 |
| 直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 | 5億円以下の場合 | $i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ | $i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$ |
| | 5億円を超える場合 | 1.38 | 0.57 |

+

実施する内容(積み上げ計上分)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。



【宇都宮国道】熱中症対策等に資する猛暑を避けた工事発注

- ・猛暑による作業環境などが影響し、業界の魅力低下、ひいては働き方改革・担い手確保について懸念。
- ・建設業協会より猛暑の現場作業が若手リクルートの障害との問題提起と官民挙げた猛暑対策について強い要望。
(令和6年12月「栃木県建設業協会との意見交換会」)



宇都宮国道では舗装工事において、**猛暑期間(7月～8月)に現場作業を休工**(内業または準備期間)する取り組みを**試行的に実施**。
※ R5～6年度の舗装工事にて受発注者間協議のもと2件実施

＜猛暑期間を避けた舗装工事のイメージ＞

| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
|-----|-----|----|------|----|-----|----|------|-----|-----|-----|------|
| 全体 | ★契約 | | | | | | | | | ★検査 | ★支払い |
| A工区 | 準備等 | | 舗装工事 | | | | | | | | |
| B工区 | | | | | 準備等 | | 舗装工事 | | 片付 | | |

猛暑期間の現場作業休工

※参考
試行工事では、下記の取り組みも実施

- ①夜間施工を屋間施工に変更
- ②ICT施工を実施
(3D起工測量、路面切削半自動)

～現場(受注者、作業員)の声～

- ・会社 : 猛暑期間を避けることにより、社員の健康管理や働き方改革に寄与。
- ・会社 : 猛暑期間の現場管理が必要ないため、会社の社員旅行を秋から7月に変更し全員参加が出来た。
- ・作業員 : 作業員の高齢化により、猛暑期間を避けることは心身ともに非常に良い取り組み。
- ・作業員 : 繁忙期を避けるなど夏休み取得時期の自由度が広がった(従来はお盆シーズンのみ)。

○その他のメリット

- ・猛暑期間を避けて施工(舗装温度50度以下で交通開放)することで、舗装の品質管理にも寄与。

➤ 取組み実施に当たって、宇都宮国道では原則、以下を特記仕様書に明示。

「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」

➤ 令和7年6月現在、特記記載の契約済み16工事中6工事において、受注者が猛暑期間を回避する取り組みを実施(予定含む)。